

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第六十六号

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十五の項の1中「千五百五十円」を「千六百五十円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「四千百円」を「三千九百円」に改め、「行う試験」の下に「（以下この項において「技能試験」という。）」を加え、「六千六百円」を「六千九百円」に改め、同項の2中「千七百五十円」を「千九百円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「二千五百五十円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千五百円（技能試験）」に、「三千三百五十円」を「三千三百円」に改め、同項の3中「千七百五十円」を「千八百五十円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「二千六百円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千八百円（技能試験）」に、「四千五十円」を「四千五百五十円」に改め、同項の4中「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「千五百円」を「千六百円」に改め、同項の5中「千七百円」を「千八百円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「七百五十円」に、「四千八百円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「四千五百円（技能試験）」に、「七千六百五十円」を「七千四百五十円」に改め、同項の6中「千七百円」を「千八百円」に、「千五百五十円」を「千六百五十円」に、「二千九百円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千九百五十円（技能試験）」に、「四千三百五十円」を「四千七百円」に改め、同表の五十五の二の項の1中「三千九百円」を「三千九百五十円」に、「六千四百円」を「六千九百五十円」に改め、同項の2中「三千七百五十円」を「三千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同表の五十六の項の1中「千九百円」を「二千五十円」に、「四千四百円」を「五千五十円」に改め、同項の2中「千七百五十円」を「千九百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百五十円」に改め、同項の3中「千六百五十円」を「千八百円」に、「三千百円」を「三千

五百五十円」に改め、同項の4中「千円」を「千百円」に改め、同表の五十七の項を次のように改める。

五十七 道路交通法第九十二条第一項又は第九十五条の二第十一項の規定に基づく免許証の交付

1 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証
(一) 道路交通法第九十二条第一項の規定による交付を受ける場合

(1) (2)に規定する交付以外の交付 二千三百五十円
(道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者であつて、道路交通法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたもの(以下この項及び五十八の二の項において「特定試験免除者」という。)に対する交付にあつては、二千百円)

(2) 日と同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者(以下この項及び五十八の二の項において「複数免許取得者」という。)に対する交付 二千五百五十円(特定試験免除者である複数免許取得者に対する交付にあつては、千九百円)に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額

(二) 道路交通法第九十五条の二第十一項の規定による交付を受ける場合 二千五百五十円
2 仮運転免許に係る免許証 千百円

別表第一の五十八の項の1中「二千二百五十円」を「二千六百円」に改め、同項の2中「千五百五十円」を「千五十円」に改め、同項の次に次のように加える。

五十八の二 道路交通法第九十五条の二第三項の規定に基づく特定免許情報の記録及び同法

1 道路交通法第九十五条の二第三項の規定による特定免

第九十五条の三の規定により読み替えて適用する同法第九十二条第二項の規定又は同法第百六条の四第二項の規定に基づく免許情報記録の書換え

許情報の記録（道路交通法施行令第四十三条第四項第一号に掲げる者に係るものを除く。）

(一) 道路交通法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合

(1) (2)に規定する記録以外の記録 千五百五十円（特定試験免除者に係る記録にあつては、千三百五十円）

(2) 複数免許取得者に係る記録 千三百五十円（特定試験免除者である複数免許取得者に係る記録にあつては、千五百五十円）に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額

(二) 道路交通法第一百一条の四の二第二項の規定による申出（以下この項及び五十九の項において「更新時不交付申出」という。）をする場合 八百円

(三) 道路交通法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 千五百円（同法第九十二条第一項、第九十五条の二第十一項若しくは第一百一条の四の二第一項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は同法第九十四条第二項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、百円）

2 道路交通法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する同法第九十二条第二項の規定又は同法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え（道路交通法施行令第四十三条第四項第二号に掲げる者に係るもの

別表第一の五十九の項及び五十九の二の項を次のように改める。

五十九 道路交通法第百一条第一項又は第百一条の二第二項の規定に基づく免許証等の更新

を除く。

(一) (二)に規定する書換え以外の書換え 千五百五十円
(免許証(仮運転免許に係るものを除く。)及び道路交通法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者(以下この項において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。)に係る書換えにあつては、百円)

(二) 複数免許取得者(免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。)に係る書換え 千三百五十円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額

1 免許証の有効期間の更新(同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。)

(一) 道路交通法第百一条の二第二項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出(以下この項において「經由申請」という。)をする場合 二千七百五十円

(二) 更新時不交付申出をする場合(經由申請をする場合を除く。) 千三百円

(三) 經由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 二千八百五十円

2 免許情報記録の有効期間の更新(同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。)

(一) 經由申請をする場合であつて、道路交通法第百一条の二の二第三項の規定による申出(以下この項及び五

五十九の二 道路交通法第百一条の二の二第二項の規定に基づく経由	十九の二の項において「経由地書換申出」という。） をするとき 千円 (二) 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき 千九百五十円 (三) 経由申請をしない場合 二千百円 3 免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新 (一) 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をするとき 二千五百円 (二) 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき 二千八百五十円 (三) 経由申請をしない場合 二千九百五十円 1 経由地書換申出をする場合 千七百円 2 経由地書換申出をしない場合 七百五十円
--	---

別表第一の五十九の三の項中「第百四条の四第六項（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。）を「第百五条の二第二項」に、「千百円」を「千五百円」に改め、同表の五十九の六の項中「千四百五十円」を「千四百円」に、「千二百円」を「千百五十円」に改め、同項を同表の五十九の七の項とし、同表の五十九の五の項中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同項を同表の五十九の六の項とし、同表中五十九の四の項を五十九の五の項とし、同表の五十九の三の項の次に次のように加える。

五十九の四 道路交通法第百五条の二第四項の規定に基づく運転経歴情報の記録	九百円（道路交通法第百五条の二第二項の規定による運転経歴証明書の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、百円）
---	---

別表第一の六十の項中「千四百円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「三千百円」に改め、同表の六十二の項の1中「基づく」を「よる」に、「二万三千四百円」を「二万三千七百五十円」に改め、同項の2中「一万九千五百円」を「一万九千八百円」に改め、同項の3中「一万四千七百円」を「一万四千四百五十円」に改め、同項の4中「二万二千五百円」を「二万二千二百円」に改め、同項の5の(一)の(1)中「四千円」を「三千八百円」に改め、同項の5の(一)の(2)

中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同項の5の(一)の(3)中「千二百五十円」を「千二百円」に改め、同項の5の(一)の(4)中「四千二百五十円」を「四千四百五十円」に改め、同項の5の(二)中「六千七百円」を「六千三百五十円」に、「六千円」を「六千二百五十円」に、「二千円」を「千九百円」に、「七千四百円」を「七千七百五十円」に改め、同項の5の(五)中「二千三百五十円」を「二千六百円」に、「千九百円」を「千八百五十円」に、「二千六百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同項の5の(六)中「二千五十円」を「二千円」に、「二千五百五十円」を「二千四百円」に、「三千七百円」を「三千七百五十円」に改め、同項の5の(七)中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表の六十四の項の1中「基づく」を「よる」に、「一万四千五百五十円」を「一万五千円」に改め、同項の2中「一万千八百五十円」を「一万二千円」に改め、同項の3中「九千六百五十円」を「九千九百五十円」に改め、同項の4中「一万二千四百五十円」を「一万二千八百五十円」に改め、同項の5の(一)の(1)中「四千円」を「三千八百円」に改め、同項の5の(一)の(2)中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同項の5の(一)の(3)中「千二百五十円」を「千二百円」に改め、同項の5の(一)の(4)中「四千二百五十円」を「四千四百五十円」に改め、同項の5の(二)中「二千五十円」を「二千二百円」に改め、同項の5の(四)及び(五)中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同項の5の(六)中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同項の5の(七)中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表の六十五の項中「二千三百五十円」を「二千四百円」に改め、同表の六十九の項の1中「四千四百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同項の2中「三千五百円」を「三千八百円」に改め、同項の3中「二千八百円」を「三千五十円」に改め、同表の七十の項の1中「四千五百五十円」を「四千三百円」に改め、同項の2中「四千円」を「四千二百円」に改め、同表の七十一の項中「千五百円」を「千七百五十円」に改め、同表の七十二の項中「三千百円」を「三千二百円」に改め、同表の七十三の項中「千四百円」を「千八百五十円」に改め、同表の七十四の項中「七百五十円」を「九百円」に改め、同表の七十五の項の1中「二千百五十円」を「二千三百円」に改め、同項の2中「二千五十円」を「二百五十円」に改め、同項の3中「二千七百円」を「二千八百五十円」に改め、同項の4中「二千五百五十円」を「二千七百円」に改め、同項の5中「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同表の七十六の項を次のように改める。

七十六 道路交通法第百八条の二第一項第十一号の規定に基づく講習

1 道路交通法第九十五条の六第一項の表の備考一の口に規定する優良運転者に対する講習 五百円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この項において「オンライン講習」という。）にあつては、二百円）

2 道路交通法第九十五条の六第一項の表の備考一のハに

	規定する一般運転者に対する講習 八百円（オンライン講習にあつては、二百円） 3 道路交通法第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（規則で定める道路交通法施行令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者をいう。以下この項において同じ。）でないものに対する講習 千四百円 4 道路交通法第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習 八百円（オンライン講習にあつては、二百円）
--	---

別表第一の七十七の項の1中「六千四百五十円」を「六千六百円」に改め、同項の2中「二千九百円」を「二千九百五十円」に改め、同表の七十八の項を次のように改める。

七十八 道路交通法第百八条の二第一項第十三号の規定に基づく講習	1 自動車又は一般原動機付自転車（八十二の項において「自動車等」といい、これらに準ずるものとして規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下この項において「実車等指導」という。）を含む講習 一万二千九百円 2 実車等指導を含まない講習 九千三百五十円
---------------------------------	--

別表第一の七十八の二の項中「二千二百五十円」を「二千六百円」に改め、同表の七十八の三の項中「又は第十六号」を削り、「二千円」を「二千五百円」に改め、同項の次に次のように加える。

七十八の四 道路交通法第百八条の二第一項第十六号の規定に基づく講習	講習一時間について二千五十円
-----------------------------------	----------------

別表第一の七十九の項中「九百円」を「千円」に改め、同表の八十の項の1中「六千四百五十円」を「六千六百円」に、「二千九百円」を「二千九百五十円」に

に改め、同項の2中「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同表の八十二の項及び八十三の項を削り、同表の八十四の項の1中「六百円」を「八百円」に改め、同項の2中「四百円」を「五百円」に改め、同項の3中「五百円」を「六百五十円」に改め、同項の4中「六百円」を「八百円」に改め、同項を同表の八十二の項とし、同表中八十五の項を八十三の項とし、同表の備考の七中「二千三百五十円」を「二千九百五十円」に、「千百円」を「千三百五十円」に改め、同表の備考の八中「五百円」を「五百五十円」に、「三百円」を「三百五十円」に改め、同表の備考の九中「二千四百円」を「三千円」に、「九百円」を「九百五十円」に、「千百円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千九百五十円」に改め、同表の備考の十中「百五十円を、普通自動車免許」を「二百円を、普通自動車免許」に、「百五十円を減じた」を「五十円を減じた」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。ただし、別表第一の八十二の項及び八十三の項を削る改正規定並びに同表の八十四の項を同表の八十二の項とし、同表中八十五の項を八十三の項とする改正規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請がされている改正前の別表第一の五十九の項の2に規定する免許証の更新に係る手数料については、なお従前の例による。